

## 千葉県立保健医療大学における研究費の管理・監督に関する基本指針

千葉県立保健医療大学では、研究費の不正使用を防止するため、研究費の適切な管理・監督の基本方針を定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

研究費の不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内に公表します。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

適正な運営・管理の基盤となる環境を整備するために、以下の取り組みを推進します。

- ① 事務手続きに関するルールの明確化・統一化
- ② 職務権限の明確化
- ③ 告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規定を整備し、運用を透明化
- ④ コンプライアンス教育（法令遵守教育）を通じた職員の意識向上

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定実施します。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営・管理を行います。

### 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

学内での情報共有を推進するとともに、大学の取り組みや事例を広く学外へ発信していきます。

### 6. モニタリングのあり方

不正が発生する可能性を最小にすることを旨し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施していきます。

[例] 内部告発や外部告発等も含む